

# 質 問 通 告 書

次の件について質問の通告をいたします

令和6年8月22日

質問者氏名 杉森 弘之 ㊞

牛久市議会議長 殿

質 問 形 式		一括方式
	○	一問一答方式

質 問 事 項	要 旨
1、会計年度任用職員	<p>(1) 2024年度における近隣6市＝つくば市、土浦市、龍ヶ崎市、取手市、つくばみらい市、稲敷市における常勤職員と会計年度任用職員の人数比の比較</p> <p>(2) 総務省令和5年12月27日付の会計年度任用職員制度の適正な運用等について（通知）「2 適切な給与決定」＝「常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定する」の施行状況</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・準用する給料表は1級・2級のみとの関連</li><li>・「令和6年度地方財政対策のポイント及び概要」にある給与改定の財源確保の状況</li></ul> <p>(3) 同通知「3 適切な勤務時間の設定」＝「特に、時間外勤務を含めた勤務時間の実績を踏まえ、任期を通じた一定の業務量を見込むことができる場合には、当該見込みに基づき勤務時間の見直しを行うこと」の施行状況</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・総務省の令和5年度会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果は、「フルタイムよりわずかに短い勤務時間を設定することについては、一般的に理解を得られる相当の合理的な理由があるのか改めて検証の上、慎重に判断する必要がある」とあるが、検討すべきではないか</li></ul> <p>(4) 常勤職員の募集が難しい現状といわれるが、2023年度の常勤職員の採用目標数と実際の採用数、そして8月現在も勤務している新人数を聞く。そして、そのような中で、会計年度任用職員の経験・知識・意欲は貴重な人材資源ではないか。常勤職員をめざす会計年度任用職員は少なくない。会計年度任用職員は地方公務員の身分であり、労働契約法が適用されず、5年の無期転換ルールも適用されない。会計年度任用職員の常勤職員への採用の道を広げるための、新たな施策が必要ではないか</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・総務省の研究会報告では「任期の定めのない常勤職員として採用する場合の能力実証として、これらの者が職員であった時の人事評価による勤務実績を、必要に応じて一定程度考慮することは可能である。」とあるが、独自の施策を考えたことはないのか、改めて問う。</li></ul>
2、歩道整備	<p>(1) 市内の道路でマウントアップ形式（高さが15cm程度で、歩道の縁石と歩道面の高さが同じ）の歩道は延べ何km程度あるのか。その内、市道はどの程度あるのか。市道ですでにセミフラット方式（縁石は歩道面より高く、</p>

歩道面の高さは5 c m程度) になっている歩道はどの程度か

・国交省『歩道の一般的構造に関する基準』によれば、「歩道の形式は、高齢者や視覚障害者、車いす使用者等を含む全ての歩行者にとって安全で円滑な移動が可能となる構造とすることが原則であり、視覚障害者の歩車道境界の識別、車いす使用者の円滑な通行等に十分配慮したものでなければならない。」とあるが、セミフラット化が進まない理由

- (2) 近隣6市の歩道のセミフラット化との比較
- (3) 車椅子もシルバーカーも歩道が危なくて通れない状況にどのように対応すべきか
- (4) 車椅子もシルバーカーも、歩道がなく路側帯がある道路では右側の路側帯を、歩道も路側帯も無い道路では、道路の右側走行とのことだが、どのように普及啓発されているか。関連して、自転車は軽車両と位置付けられ、車道と歩道の区別があるところは車道通行が原則で、道路の左側に寄って通行しなければならない、歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分を徐行しなければならないことの普及啓発はどのようなか
- (5) 市側の回答として「国の交付金活用」とはどのような例があるか
- (6) 「工法の検討、他自治体の施工例」とはどのようなものか
- (7) 歩道整備は、誰でも安心して通行できる歩道として、町のイメージを刷新し、再開発の象徴としても役立つもの。都市計画の中ではどのように位置づけられているか歩道整備の計画の策定は進んでいるのか